

水銀排出施設一覧（大気汚染防止法施行令 別表第三の三）

番号	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)
1	石炭専焼ボイラー		<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力（※3）50L/h 以上
2	大型石炭混焼ボイラー		
3	一次施設	銅又は工業金	<p>金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料処理能力 1t/h 以上 <p>金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火格子面積 1m² 以上 ・ 羽口面断面積 0.5m² 以上 ・ 燃焼能力（※3）50L/h 以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上 <p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料処理能力 0.5t/h 以上 ・ 火格子面積 0.5m² 以上 ・ 羽口面断面積 0.2m² 以上 ・ 燃焼能力（※3）20L/h 以上 <p>鉛の二次精錬の用に供する溶解炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力 10L/h 以上 ・ 変圧器定格容量 40kVA 以上 <p>亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料処理能力 0.5t/h 以上
4		鉛又は亜鉛	
5	銅、鉛又は亜鉛		
6	二次施設	工業金	

7	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 2m² 以上 ・焼却能力 200kg/h 以上
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等	<p>水銀回収義務付け産業廃棄物(※5)又は水銀含有再生資源(※6)を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)</p>
9	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 1m² 以上 ・燃焼能力(※3) 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上

※1：既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

※2：施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

※3：バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※4：バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 万 L/h 未満のもの

※5：水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。

※6：水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

※7：原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては 140µg/m³N